

# 奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例

## 目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本的施策（第七条—第十二条）

第三章 具体的施策（第十二条—第十四条）

## 附則

第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、重症心身障害児等が地域において安心して暮らすために必要な支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村等との連携及び協力を明らかにするとともに、重症心身障害児等の地域生活の支援に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、重症心身障害児等の身近な地域における支援体制の構築を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 重症心身障害児等 障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四条第二項に規定する障害児をいう。）又は障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する障害者をいう。）であつて、次のいずれかに該当するもの

- ア 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者の日常生活を営むために医療を要する状態にある者
- イ 人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことのできない装置を装着している者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある者
- 二 関係機関等 医療機関、障害福祉サービス事業者、学校その他の重症心身障害児等の支援を行う団体をいう。

### （基本理念）

第三条 重症心身障害児等の地域生活の支援は、全ての重症心身障害児等が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障され

る権利を有することを旨として行われなければならない。

2 重症心身障害児等の支援は、県、市町村及び関係機関等との緊密な連携の下、個々の重症心身障害児等の障害の状態及び生活の実態に応じて、切れ目なく行われなければならない。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのつとり、重症心身障害児等の地域生活の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

#### (市町村及び関係機関等との連携及び協力)

第五条 県は、市町村及び関係機関等が重症心身障害児等の地域生活の支援に関し重要な役割を有していることに鑑み、当該支援に関する施策を実施するに当たっては、これららの機関と連携し、及び協力するものとする。

#### (財政上の措置)

第六条 県は、基本理念に基づき重症心身障害児等の地域生活の支援に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第二章 基本的施策

#### (相談支援体制の充実)

第七条 県は、重症心身障害児等、その家族及び関係機関等に対する相談支援体制の充実を図るため、相談窓口の設置、身近な地域における相談支援体制の構築の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (身近な地域における療育及び生活介護)

第八条 県は、重症心身障害児等が障害の特性その他の心身の状況に応じた療育及び生活介護の支援を身近な地域で切れ目なく受けることができるようにするため、地域における日中活動の場の確保の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (介護者に対する支援)

第九条 県は、重症心身障害児等を介護する家族の身体的及び精神的負担を軽減するため、レスパイトケア（重症心身障害児等を在宅で介護する家族が休息を取れるよう支援を行うことをいう。）の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (連携の強化)

第十条 県は、県、市町村及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、重症心身障害児等の地域生活の支援の効果的な推進が図られることに鑑み、これ

らの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

#### (人材の育成)

**第十一条** 県は、重症心身障害児等の支援を担う人材を育成するため、研修の実施、技術的助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第三章 具体的施策

##### (奈良県重症心身障害児者支援センター)

**第十二条** 知事は、県における重症心身障害児等の地域生活の支援が生活全般にわたり包括的に、かつ、切れ目なく行われるよう、奈良県重症心身障害児者支援センターにおいて、次に掲げる業務を行うものとする。

一 重症心身障害児等及びその家族その他これらの人を支援する関係機関等に対し、専門的な相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。

二 重症心身障害児等の地域生活の支援に関わる関係機関等との連絡及び調整を行うこと。

三 重症心身障害児等の相談支援に従事する者等の育成及び資質の向上を図るための研修を実施すること。

四 その他重症心身障害児等の地域生活の質の向上に寄与する業務

##### (重症心身障害児者地域支援センターの指定等)

**第十三条** 知事は、次に掲げる業務を、重症心身障害児者地域支援センター（地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、医療法人、社会福祉法人その他の法人であつて当該業務を市町村、医療機関及び障害福祉サービス事業所等との連携の下、一体的かつ確実に行うことができると認めて知事が指定した者をいう。）に行わせ、又は自ら行うものとする。

- 一 児童発達支援、放課後等デイサービス及び生活介護
- 二 医療型短期入所
- 三 重度訪問介護

2 知事は、前項の指定に当たつては、次に掲げる地域ごとの実情を踏まえ、重症心身障害児等及びその家族その他の関係者が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう適切に配慮するものとする。

- 一 宇陀市、山辺郡及び宇陀郡
- 二 五條市及び吉野郡

三 前二号に掲げる地域以外の地域

(協議の場の設置)

**第十四条** 県は、重症心身障害児等の地域生活の支援に関する施策の効果的な推進を図るため、関係機関等による協議の場を設けるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。